

## 新潟県柏崎市子育て応援サイトに掲載する広告の取扱いに関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、市がインターネット上に公開している子育て応援サイトへの広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の種類及び範囲)

第3条 子育て応援サイトに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これに類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか子育て応援サイトに掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

### (広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地60ピクセル
- (2) 左右120ピクセル
- (3) 4キロバイト以内
- (4) GIF形式

### (広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

### (広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、6か月単位とする。

- 2 広報掲載の開始日及び終了日は、別途市長が定める。
- 3 広告主が望むときは、市長は複数期間単位の申込み及び掲載を認めることができる。

### (掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、1枠当たり30,000円とする。ただし、年度当初に12か月掲載期間申請の場合は、12か月1枠当たり50,000円とする。

### (広告主となり得るもの)

第8条 広告主は、次の各号に全て該当するものとする。ただし、該当のものであっても市長が不適切と判断した場合は、この限りでない。

- (1) 柏崎市に事業所及び店舗等を構えているもの
- (2) 市税等を滞納していないもの

(広告の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、柏崎市子育て応援サイト広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に広告案及び柏崎市の納税証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(掲載の募集)

第10条 広告掲載の募集は、柏崎市ホームページ、子育て応援サイト及び広報かしわざき等の広報印刷物により行うものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(掲載決定等)

第11条 市長は、第9条の申込書を受け付けたときは、速やかに申請者及び広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、柏崎市子育て応援サイト広告掲載承認(不承認)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者が、第5条の枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第5条の枠数を超えるときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(審査会)

第12条 子育て応援サイトに掲載する広告の申請者及び広告内容の可否を審査するため、子育て応援サイト広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は子ども未来部長を、委員は総務課長及び子育て支援課長をもって充てる。

3 委員長は、前2項の委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。

(会議)

第13条 審査会の会議は、申請者及び広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに書面会議を行う。ただし、委員長が必要と認めたときは、招集し、会議を行う。

2 審査会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者から意見又は説明を聴くことができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第14条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

(掲載料金の納入)

第15条 広告主は、前条の規定による掲載決定後、市の指定する期日までに掲載料金を納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第16条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第17条 広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第18条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から実施する。